



テミス通信

第 72 号 / 2024年11月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



大阪城西の丸庭園から見た天守閣

気持ちの良い秋も瞬く間に過ぎ、冬支度が急がれます。

皆さま、お元気でお過ごしでしょうか。

ヘレンケラーの「私は大学でたくさんのことを学んだが、そのあとたくさん、学びほぐさなければならなかった」という言葉を知りました。

「学びほぐす」とは、様々なことに当てはまるかと思いますが、私どもの仕事でいえば、一度は身につけた専門用語や略語も、いったん現実の社会や暮らしに引き戻し、腹落ちした言葉に解きほぐして語ってこそ、説明に納得していただけると考えました。今号の「おしえて！司法書士界の小難しいことばたち」は、この言葉にヒントを得て、というにはおこがましいのですが、自戒を込めて企画しました。ご覧になってください。

テミス通信 第72号をお届けします。

(佐井恵子)

お正月休みのお知らせ

令和6年（2024年）の業務は、12月27日（金）をもって終了いたします。

このところ、法務局が混み合っているためか、登記完成まで平均3週間ほど要しています。年内に登記申請をお考えの方は
お急ぎください。

なお、令和7年（2025年）は、1月6日（月）より業務を開始いたします。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

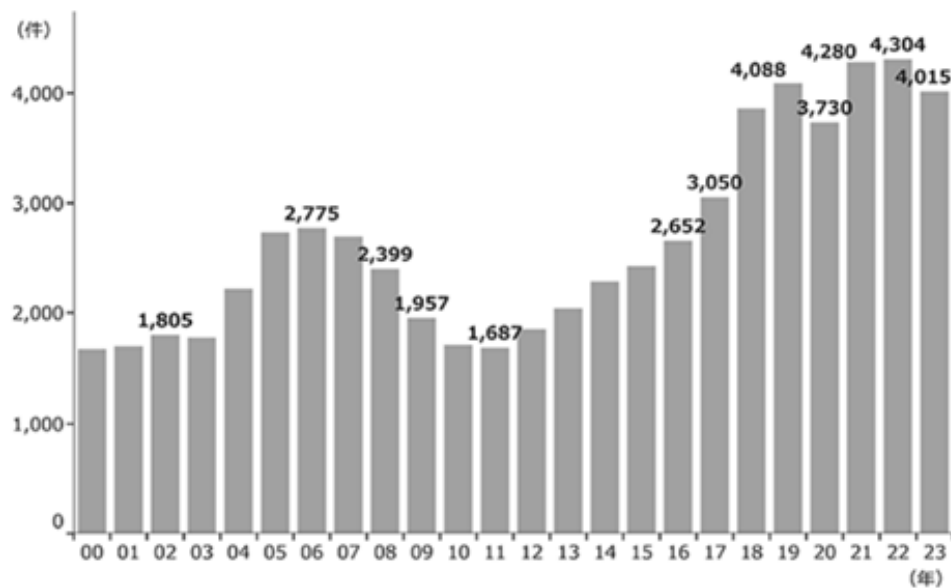


どんどん身近になるM&A！

よく耳にするM&A（Mergers and Acquisitions、合併と買収）。身近なものになってきたのではないのでしょうか。「身売り」「乗っ取り」のような評価も今は昔、経営戦略の一つと捉えられるようになりました。買手も売手もメリットがあるM&Aについて見ていきましょう。

右肩上がりの M&A 成立数

次の図表は「2024年版中小企業白書」より抜粋した国内のM&A件数の推移を見たものです。M&Aの件数は近年増加傾向で推移しており、2023年も4,015件と高水準となっています。これはあくまでも公表されている件数で、M&Aについては未公表のものも一定数存在することを考慮すると、M&Aは更に活発化していることが予想できます。



資料：（株）レコフデータ調べ

この理由は、後継者不足や経営者の高齢化等の社会を取り巻く環境の変化によるものが大きいと考えられますが、M&Aは買収企業側、被買収企業側で様々なメリットがあり、仲介業者も増加しその認知が進んでいることも原因と考えられます。

事業の魅力で赤字企業もM&A

買手、売手のニーズがマッチすれば、資金繰りが厳しい会社も売却事例が多々あります。

買収企業のM&Aメリット	被買収企業のM&Aメリット
① 優秀な人材を確保できる ② ノウハウを習得できる ③ 雇用と機能の維持を図れ、地域社会に貢献できる ④ 短期間で企業規模を大きくできる ⑤ 規模の経済性を追求できる ⑥ 販売や生産等のシナジーが期待できる	① 経営者が新たな後継者を得て引退できる ② 従業員の雇用機会が確保され、動機付けの要因となる ③ 規模の大きな企業で働けることで、従業員の士気向上が期待できる

買収企業にとって、地域に根差した知名度がある、優良な取引先がある、ロケーションや優秀な従業員のノウハウがあるなど、メリットが期待できる場合には「赤字会社」であってもM&Aを成功させる会社は多数あります。

佐井事務所

スタッフ紹介
テーマ「冬といえば」



佐井 恵子
司法書士
師走の忙しなさ



山添 健志
司法書士
マラソン



藤本 真奈
事務局
(司法書士試験合格)
USJ



佐井 陽子
事務局
イルミネーション



池田 裕実子
事務局
雪

事務局 T.M
鍋

買収企業がチェックするポイントは？

事業の魅力以外の点で、M&Aの買収企業は、被買収企業の実質的な営業利益が出ているかを注視します。仮に赤字であっても設備投資に伴う減価償却費の計上により赤字となっているケースもあり、実質的な利益を確保できているかが重要とされます。

	一般M&A	再生型M&A (私的整理)	再生型M&A (法的整理)	倒産
実質 営業利益	○	○	×	×
純資産	○	×	×	×
資金繰り	○	○	×	×
事業の 魅力	○	○	○	×

純資産がマイナスの場合でも、実質営業利益が見込め、資金繰りも安定していれば、借入先の金融機関の同意を得た上で進める私的整理型のM&Aが可能です。一方で純資産がプラスであっても、不良在庫や回収の見込みのない売掛金等がある場合には、純資産がマイナスと判断されることもあります。

実質営業利益も見込めず、純資産もマイナス、資金繰りも厳しい会社であっても、事業に魅力があれば法的整理型のM&Aが可能です。専門家を活用しつつ中小企業活性化協議会の手続きを活用し「経営者保証に関するガイドライン」により経営者保証を外して当面の生活費と華美でない自宅を残すM&Aも可能です。

このようにM&Aにも多様な形態があり、後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法として浸透し、専門家の支援を得て、多くの会社でM&Aが実施されるようになっていきます。

一方で、不適切な買手との間でM&A成立後にトラブルに発展する例もあります。赤字企業は交渉力が低く、どうしても相手が限られるので不適切な買手に狙われるリスクがあります。売却を検討されている中小企業様には、買手とのトラブルにご注意いただき、少しでも違和感がある場合は、信頼できる専門家にご相談ください。



佐井司法書士法人は、国が創設したM&A支援機関登録制度の登録を受けておりますので、当事務所がM&Aを支援する費用は「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象とすることができます。M&Aについて不安がある場合は、お気軽にご相談ください。
(山添健志)

おしえて！司法書士界の小難しいことばたち

我々司法書士の業界では、一般的には馴染みのない言葉をたくさん使用します。そんな言葉も、日常的に使っていると感覚が麻痺してしまうもの。日々仕事をする上で、今の言葉、本当に依頼者様に伝わっているのかな？と不安に思うこともしばしば。そこで！普段私たちが使用している『司法書士界の小難しいことばたち』を言い換えて、できるだけ分かりやす〜く、ご紹介します。

「登記簿謄本（とうきぼとうほん）」⇒「不動産や会社の履歴書」

不動産や会社の登記事項が記録された帳簿の写しのこと。不動産の登記簿には、所在地や地積・床面積等の物理的状況、所有者などの権利関係が記録されています。会社の登記簿には、株式数や役員の氏名など、会社の状況が記録されています。コンピューター化された現在のものについては、名称を「登記事項証明書」といいます。

上記を指す場合でも、登記簿謄本という呼び方は長い間定着していたため、現在も一般的に使用されています。私自身、初めて「とうほん取っておいて」と言われたとき、なんのことか分からず、こっそり調べました。



「住民票の写し（コピー不可）」⇒「住民票の、ほぼ原本」

住民票の写しはよくてコピーは駄目とはどういう意味？と、よく尋ねられます。役所で取得できる住民票のタイトル、実は「住民票の写し」なんです。役所にある“住民票原本”は持ち出すことができませんから、その内容を写したものということ。その原本が必要で、コピーは使えませんよ、という意味です。つまり、我々からすると「住民票の写し」は「ほぼ原本」ということです。



「悪意」⇒「知っていること」

あることについて知っていること。

日常用語の「敵意のあること」という道徳的な意味ではありません。

「決済」⇒「不動産が買主のものになる儀式」

買主が売主に不動産の売買代金を支払い、所有権をゲットする日のこと。

司法書士はその場に立会い、間違いなく登記名義が変わるための書類が揃っていることを宣言して初めて、資金の移動を始めます。この日に司法書士が法務局に必要な書類を提出し、買主名義に不動産登記申請を行います。

「金消」⇒「お金を借りて、返すお約束」

金銭消費貸借契約のこと。上記の契約日を聞くときに、「金消いつですか？」と使います。

「名変（めいへん）」⇒「登記上の名前や住所の更新手続き」

略さずに言う「登記名義人氏名住所変更登記」。

引っ越しで住所が変わったり、婚姻して氏名が不動産登記上の記載から変わった際等に、現在の正しい内容に更新してあげる登記です。一見地味な印象ですが、この登記を忘れるとその後の登記申請が通らなくなってしまう、舐めていると怖い登記なのです。

「役会（やっかい）」⇒「会社の偉い人たちの集まり」

取締役会のことをさします。会社の経営方針など、重要事項を決定する機関です。

「やっかい↑」と略しますが、「厄介（やっかい↓）」ではありません。

（藤本真奈）

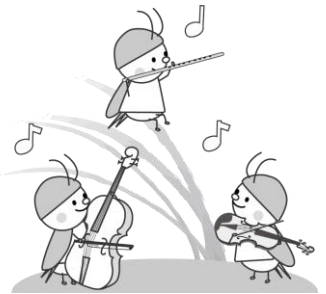
兵庫県阪神シニアカレッジ セミナー報告

宝塚市にある兵庫県阪神シニアカレッジの健康学科では、普段、「病気」や「健康」に関心をもって大学の先生等から講義を受けておられますが、「シニアには、それに加えて必要な知識がありますよ。」と、2018年度より「相続」、2020年度からは「成年後見制度（信託）」を加えて、若干お節介気味の毛色の違う講義を1回生と4回生に各一コマ担当させていただいております。今年は、自分事と捉えていただけるよう、「相続に、これだけは覚えておきたい便利な方法」や、「身元保証サービス、注意するポイント」等々を強調して話してみました。もとより関心を持っておられたのかも知れませんが、沢山の質問をいただき、その受け答えで、その他の皆さまにも理解を深めていただく機会となったのではないかと喜んでおります。

令和6年10月29日、1回生向けに「知っておきたい成年後見制度～最後まで自分らしくあるために～」。学生数は49名、聴講生6名でした。

令和6年11月6日は、4回生向けに「相続法の改正と『遺言』の活用 ～相続登記の義務化スタート～」。学生数は40名、聴講生6名でした。

相続法関連の改正ラインナップもあと少しで完成。来年も、このお題で務めさせていただきます。
(佐井恵子)



ご近所探訪 ～大阪城西の丸薪能・編～

令和6年10月12日、大阪国際芸術プロジェクト大阪城西の丸薪能2024に行きました。西の丸庭園には初めて足を踏み入れましたが、天守閣が近く、スマホでも大きな写真が撮れました。入場した時には既に日が暮れて、大きなパネルや多くの座席が並んでおり、せっかくの庭園の雰囲気は味わえなかったので、次回はせっかくなら桜の季節に訪れたいと思います。

能舞台は天守閣に背を向けてしつらえてあり、観客席は、正方形の本舞台に対して正面と、舞台を左側から観る脇正面に向かった2方面があります。私の座席は橋掛り（舞台の後方左から入口に繋がる渡り廊下）側でした。橋掛りを行き来する演者が近く感ぜられ、また、舞台を真横から観るのは初めてでしたので新鮮でした。

演目は、能 二人静、狂言 佐渡狐、能 土蜘蛛。二人静は、源義経の恋人、静御前の霊と、静の霊に取り憑かれた菜摘女が揃って、源頼朝の前で見た舞を再現する場面が山場です。面を付けて前が見えない状態で揃って舞うのは難しい、と聞くと、観客側にも緊張感が。佐渡狐は、一変、肩の力を抜いて楽しみました。関西人からすると、越後と佐渡で言い争うのが、まず可笑しみがありません。最後の土蜘蛛は、シテが放つ蜘蛛の糸が本当に楽しみで、この日の目当ては、実はこれでした。白糸が闇に映えていました。

薪能は初めて観ましたが、かがり火は想像よりも光量が大きく、見やすかったです。火影の揺らめきで影が変わり、とても幻想的でした。貴重な体験ができました。
(佐井陽子)



大阪府中小企業家同友会 北ブロック広報誌「北極星」のコラム知恵袋に掲載されました

大阪府中小企業家同友会の北ブロックのウェブ版広報誌に『社長の自宅住所を登記簿に載せない選択』を認める制度が始まります」という記事を掲載いただきました。

令和6年10月1日施行の新制度ですので、弊所でも、まだ数件の事例のみです。

記事を投稿した後の実感を申し上げますと、融資を受けることが想定される社長様にあっては、様子見の状況かと思います。まだ、どうなっていくのか見守っているところ

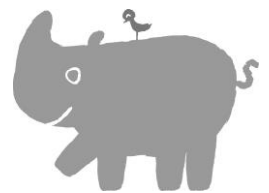
です。一方で、親会社の社員が子会社の代表取締役を務めているといった場合には、子会社は、「その社長の信用」というよりは「親会社の信用」の上にビジネスが成り立っているのしょうから、子会社の代表取締役の住所を非表示にすることにデメリットはない、むしろ前向きに検討いただきたいケースです。今後、非表示を採用する会社が増えていくのではないのでしょうか。（佐井恵子）



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。
沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。
大仁産業株式会社 福田恵太様、Beyond 社会保険労務士法人 香山晃子様、
澤田和也様、中川敏子様、株式会社アイ・エヌ・エス 松本典子様
ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・司法書士の仕事柄でしょうか、「不動産の動きは多いですか?」と、よく尋ねられます。現場の情報を収集するということなのでしょう。今号の記事にもありましたM&A。とかく、新聞を賑わす大きな企業同士のことと思われがちですが、最近では、異業種企業が小規模製造業者とパートナーとなるためであったり、長年地元で商いをしてきた赤字会社を顧客ごと債務も含めて引き継ぐものであったり、あるいは不動産の売却の手法として、新聞の記事にはならない規模のM&Aの利用が増えてきています。司法書士に、「このところ、M&Aは増えていますか?」と聞いてくださる方は、まだまだいらっしゃいませんが、その内に増えてくる・・・のではないのでしょうか。
- ・令和6年4月1日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(略して「犯収法」あるいは「ゲートキーパー法」)が改正されました。不動産の売買登記の場面では、購入目的や職業、会社の場合は実質の支配者を聞き取って記録し、保管することが司法書士の義務となりました。どんどん、やらなければならないことが増えていきます。ご依頼いただく際には、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・阪神タイガースのア連覇は叶わず、それどころか、横浜 DeNA ベイスターズがCSを制し、日本シリーズも4連勝大逆転とは。誰が予想したでしょうか。茫然自失から気を取り直し、「おめでとうございます!!!」



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。
ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp
(変更しました。)

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブ ロ グ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>